



072-6901-1275-15

2022 年合格目標 行政書士講座

スーパー答練

1stステージ

民法① 問題

注 意

1. 問題用紙は、係官の指示があるまで開かないこと。
2. この問題用紙は、15ページあるので確認すること。また、解答時間は60分である。
3. 解答用紙には、必ず、会員番号、所属クラス、氏名を記入すること。
4. 5肢択一式問題は、1 から 5 までの答えのうち正しいと思われるものの番号を、解答用紙の解答欄に鉛筆で記入すること。
5. 記述式問題は、解答用紙の解答欄に、1マスに1文字ずつ鉛筆で記入すること。なお、字数には、句読点も含む。

※体験受講の方は、成績処理はございません。マークシートはお持ち帰りください。

※講座をお申込みいただいた方は、後日マークシートを回収し成績処理いたします。

TAC 行政書士講座

1stステージ・民法①

[5肢択一式問題・問題1～問題20]

問題1 未成年者の行為能力に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 未成年者は、父母の同意があったとき、または、父母の一方が同意しない場合には父母のいずれかの同意があったときは、婚姻をすることができる。
- 2 未成年者が法定代理人から営業の許可を受けてその営業に関する法律行為を行った場合、法定代理人はその行為を取り消すことができる。
- 3 未成年者が法律行為をするにはその法定代理人の同意を得なければならないが、弁済を受領することは未成年者でも単独で行うことができる。
- 4 未成年者は、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産について、その目的の範囲内であれば自由に処分することができる。
- 5 未成年者の行った法律行為が制限行為能力を理由に取り消された場合、未成年者は、その行為によって得たすべての利益を返還しなければならない。

問題2 成年被後見人に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 成年被後見人が法律行為を行った場合、成年被後見人もその行為を取り消すことができるが、その取消権は成年被後見人が当該行為を行った時から5年間行使しないことによって消滅する。
- 2 成年被後見人は、成年後見人の同意を得て行った財産上の法律行為であっても、制限行為能力を理由に取り消すことができる。
- 3 成年被後見人が成年後見人によって営業を許可され、その営業の範囲内でなした行為は取り消すことができる。
- 4 家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人のほか、検察官からの請求によっても後見開始の審判をすることができる。
- 5 成年被後見人が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況ではなくなった場合において、本人らからの請求があったときは、家庭裁判所は、後見開始の審判を取り消さなければならない。

問題3 次の行為のうち、被保佐人が保佐人の同意を受けずに行った場合、民法の規定に照らし、取消しの対象とならないものはどれか。

- 1 被保佐人の父親が多額の借金のみを残して死亡したため、被保佐人が相続の放棄をする行為
- 2 2年前に、利息は年8%、元金100万円は5年後に一括返済するという約束で締結された消費貸借契約に基づき、貸主である被保佐人が借主から1年分の利息8万円を受け取る行為
- 3 病気になったときには介護をすることを条件として不動産を贈与する旨の祖母からの申込みを被保佐人が承諾する行為
- 4 投資目的で所有する不動産を市場価格より高額で売却する行為
- 5 被保佐人が、自己所有のマンションの一室につき、貸主として契約期間を5年とする賃貸借契約を締結する行為

問題4 補助に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 補助開始の審判をする場合において、本人が成年被後見人または被保佐人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る後見開始または保佐開始の審判を取り消さなければならない。
- 2 本人以外の者の請求により補助開始の審判の取消しをするには、本人の同意がなければならない。
- 3 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- 4 家庭裁判所は、被補助人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。
- 5 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

問題5 法律行為に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 譲渡人から債務者に対してなされる指名債権譲渡の通知は、これによって譲受人が債務者に債権の譲渡を対抗できるから、意思表示といえる。
- 2 弁済の受領の拒絶は、これにより弁済者が弁済の目的物を供託して債務を免れることができるから、意思表示といえる。
- 3 行為能力の制限によって取り消すことができる行為を追認するかどうかの催告は、法律効果の発生を内容とするものではないから、意思表示とはいえない。
- 4 遺言は、遺言者の単独の意思で相続人や受遺者に効力を及ぼすものなので、意思表示とはいえない。
- 5 詐欺を理由とする契約の取消しは、これにより契約関係を遡及的に消滅させるものであるが、意思表示とはいえない。

問題6 Aが自己の所有する甲建物をBと通謀してBに売却（仮装売買）し、Bが甲建物をAに無断でCに転売した場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 Cが善意である場合でも、登記がAにあるときは、Aは、Cに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することができる。
- 2 Cが善意である場合、Aは、Bに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することはできない。
- 3 善意のCに過失がある場合、Aは、Cに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することができる。
- 4 Cが善意である場合、Cは、A・B間の売買契約の無効を主張して、B・C間の売買契約を解消することはできない。
- 5 悪意のCが甲建物を善意のDに転売した場合、Aは、Dに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することはできない。

問題7 Aが自己の所有する甲土地をBと通謀してBに売却（仮装売買）した場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 Bは、Aに無断で、甲土地にCのために抵当権を設定した。この場合、Aは仮装売買について善意のCに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができる。
- 2 甲土地上の乙建物をBから賃借しているCがいる場合、Aは仮装売買について善意のCに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができる。
- 3 Bの債権者である仮装売買について善意のCが甲土地を差し押さえ、その後悪意となった場合、Aは、Cに対してA・B間の売買の無効を対抗することができない。
- 4 Bが仮装売買について善意のCに対して甲土地を売却し、Cが悪意のDに対して甲土地を転売した場合、Aは、Dに対してA・B間の売買の無効を対抗することができない。
- 5 Bに対して債権を有する一般債権者Cがいる場合、Cが甲土地を差し押えていないときは、Aは、仮装売買について善意のCに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができる。

問題8 錯誤に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 錯誤に基づく意思表示の取消しには主張期間の制限はないため、錯誤に陥っていたことに気がついた時から5年を経過した場合であっても、表意者は、意思表示の取消しを主張することができる。
- 2 錯誤に陥ったことについて表意者に重大な過失がある場合でも、表意者は、原則として、意思表示の取消しを主張することができる。
- 3 表意者が錯誤に基づく意思表示をした場合、相手方は、表意者の意思表示が錯誤に基づくことを理由に、当該意思表示の取消しを主張することができる。
- 4 債務者から他にも連帯保証人がいるから安心であると言われ、それを信じて連帯保証人となったものの実は他に連帯保証人がいなかった場合、他にも連帯保証人がいるということは当然に保証契約の内容といえるため、錯誤による意思表示を取り消すことができる。
- 5 建物の買主が現居住者から同居の承諾を得られるものと誤信してこれを買い受けたとしても、その錯誤は単なる動機の錯誤にすぎず、買主はその旨を売主に表示しておかなければ、錯誤による売買契約の取消しを主張することができない。

問題9 詐欺・強迫に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 AはBから強迫されて自己所有の土地を安価で売却してしまい、Bが同土地をCに転売した場合、Aは、Cが善意であるか悪意であるか、また、過失の有無にかかわらず、強迫を理由に契約を取り消し、自己に所有権があることをCに主張できる。
- 2 Dに強迫されてAがBに対して意思表示をした場合、Bが善意無過失のときは、Aはその意思表示を取り消すことができない。
- 3 AはBから騙されて自己所有の土地をBに安価で売却してしまい、Bが同土地を善意無過失のCに転売した場合、Aは、詐欺を理由に契約を取り消し、自己に所有権があることをCに主張できない。
- 4 AはBから騙されて自己所有の土地を安価で売却してしまい、Bが同土地を悪意のCに転売し、Cが登記を備えた場合、Aは、詐欺を理由に契約を取り消し、自己に所有権があることをCに主張することができる。
- 5 AがDに騙されてBとの間で不動産の売買契約を締結した場合、Aは、Dの詐欺の事実を知らなかったことにつきBに過失があったときは契約を取り消すことができる。

問題10 代理に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 代理人が行った代理行為に瑕疵があり、取消権が生じる場合、代理人は当然に取消権を行使することができる。
- 2 本人が破産手続開始の決定を受けたことは、法定代理、任意代理に共通の代理権消滅事由である。
- 3 債務の履行の場合を除き、同一の法律行為について、当事者双方の代理人となることはできない。
- 4 代理により法律行為が行われた場合、意思表示に瑕疵があったか否かは、原則として代理人を基準として判断される。
- 5 代理権の範囲が不明な場合、代理人は保存行為をすることができるが、たとえ物または権利の性質を変えないものであっても、利用行為をすることは許されていない。

問題11 Aは、友人Bに自己所有の土地の売却を委任し、売却に関する代理権をBに与えた。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 Bが復代理人Cを選任した後に、AがBに与えたA所有の土地の売却に関する代理権が消滅した場合でも、A所有の土地の売却に関するCの権限は消滅しない。
- 2 Bが復代理人Dを選任した場合、Bは、DがAに対する関係で善管注意義務違反となるような行為をしたときは、Dの選任および監督についてのみ、Aに対して責任を負う。
- 3 Bが復代理人Eを選任し、EがFに土地を売却してその代金を受領した場合、Eは、Bに対して受領した代金を引き渡せば、Bに対する引渡義務のみならずAに対する引渡義務も消滅する。
- 4 Bは、Aの許諾およびやむを得ない事由がなくても、自己の責任で復代理人を選任することができる。
- 5 Bが復代理人Gを選任した場合、Gは、その権限内の行為について、AではなくBを代表することになる。

問題12 Aは、Bに無断でBの代理人としてB所有の建物をCに売却する契約を締結した。
この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 Cが、Bに対し、相当の期間を定めて、その期間内にこの売買契約の追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において、Bがその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなされる。
- 2 Bが、この売買契約の追認の拒絶をAに対してした場合、Cが当該事実を知っているときでも、Bは、Cに対して、追認の拒絶を対抗することができない。
- 3 Cが、Aに対して無権代理人の責任を追及して損害賠償を請求した場合、Aは、表見代理が成立することを主張立証して損害賠償責任を免れることはできない。
- 4 契約締結時にAに代理権がないことをCが知っていた場合、Cは、この売買契約を取り消すことができない。
- 5 契約締結時にAに代理権がないことをCが過失により知らなかった場合、Aが自己に代理権がないことを知っていたときおよび行為能力の制限を受けていたときを除き、Cは、Aに対して無権代理人の責任を追及して履行の請求をすることができない。

問題13 Aは、Bを代理する権限がないにもかかわらずBの代理人だと偽ってB所有の宝石をCに売却した。この場合に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 BがAの無権代理行為につきCに対して追認を拒絶した後に死亡し、AがBを単独で相続したときは、Aは、Bのした追認拒絶の効果を主張することはできない。
- 2 Aが死亡し、BがAを相続したときは、Bは、Aの無権代理行為につき追認を拒絶することはできない。
- 3 Bが追認および追認拒絶をしないまま死亡し、AがBを単独で相続したとしても、Aの無権代理行為は、当然に有効となるわけではない。
- 4 Bが追認および追認拒絶をしないまま死亡し、AとDがBを共同相続したときは、Aの無権代理行為は、Aの相続分に相当する部分において、当然に有効となる。
- 5 Aが死亡しBとEがAを共同相続した後、Bも死亡しEがBを単独で相続したときは、Eは、Aの無権代理行為につき追認を拒絶することができない。

問題14 A所有の甲土地について、BがAの代理人としてCと売買契約を締結した。この場合に関する次のア～エの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものとの組合せはどれか。

ア AがCに対してBに甲土地の売買の代理権を授与した旨を表示していた場合、実際にはBに代理権が授与されていないことをCが知っていたときでも、表見代理は成立する。

イ AがBに対して甲土地の賃貸の代理権を授与していた場合、CがBに甲土地の売買の代理権があると信じるにつき正当な理由があっても、表見代理は成立しない。

ウ AがBに対して授与していた甲土地の売買の代理権が消滅した後に、Bがこの売買契約を締結した場合、Bの代理権が消滅したことをCが過失によって知らなかったときは、表見代理は成立しない。

エ Bが甲土地の売買の代理権を有していなかった場合でも、AとBが夫婦であり、Cにおいてこの売買契約がAB夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときは、Cは、Aに対して、甲土地の引渡しを請求することができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題15 法律行為の無効と取消しに関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 取消し得る法律行為は、取消権を有する者がこれを追認することによって確定的に有効となるが、無効の法律行為は、これを追認しても遡及的に有効とならない。
- 2 法律行為の無効の主張は、期間無制限でできるとすると法律関係が不安定となるので、取消しの主張と同様、行為の時から20年経過するとその主張をすることができなくなる。
- 3 法律行為の無効も取消しも、表意者を保護するための制度であるから、原則として表意者のみがその主張をすることができる。
- 4 無効な法律行為は、行為の当初から無効であるが、取り消すことができる法律行為は、取消しの時から将来に向かって無効になる。
- 5 法律行為の取消しは、第三者との関係でその主張が制限されることがあるが、法律行為の無効は、何人に対しても主張しうるものであるから、第三者との関係でもその主張が制限されることはない。

問題16 時効に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 時効取得の対象となるのは他人の物であるが、占有者は、自己の所有物につき、時効によって所有権を取得したと主張することができる。
- 2 不動産だけでなく、動産も時効によって所有権を取得することが可能である。
- 3 Aが、Bのために抵当権が設定されているC所有の土地について、所有の意思をもって平穩かつ公然と占有を開始し、時効取得に必要な期間を経過し、同土地の所有権を時効取得するに至った場合、この土地に設定されているBの抵当権は消滅する。
- 4 AがBより消費貸借契約に基づき金銭を借り受け、その後貸金債務の消滅時効が完成した場合、Aがこの消滅時効を援用していなくても、消滅時効が完成したことが証拠から明らかであるときは、裁判所は、消滅時効の完成を前提として裁判をすることができる。
- 5 賃貸借契約に基づき土地を占有している賃借人は、20年間占有を継続しても、その土地の所有権を時効取得することはできない。

問題17 AのBに対する債務（以下、本件債務という）の消滅時効が完成した場合における次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、消滅時効の援用が認められないものはどれか。

- 1 A所有の土地に本件債務を担保するためにBの1番抵当権が設定されている場合に、当該土地の2番抵当権者であるCがなした消滅時効の援用
- 2 A所有の土地に本件債務を担保するためにBの1番抵当権が設定され、この土地がDに譲渡された場合に、Dがなした消滅時効の援用
- 3 E所有の土地に、本件債務を担保するためにBの1番抵当権が設定されている場合に、Eがなした消滅時効の援用
- 4 本件債務の保証人であるFがなした消滅時効の援用
- 5 本件債務の連帯保証人であるGがなした消滅時効の援用

問題18 時効に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 AがBより消費貸借契約に基づき金銭を借り受け、その際にAB間でAが貸金債務の消滅時効を援用しない旨の特約がなされた場合、その後貸金債務の消滅時効が完成したとしても、Aは、この消滅時効を援用することができない。
- 2 AがBに対して有していた貸金債権の消滅時効が完成した後、Bがこれを知らずにAに対して必ず返済する旨を述べた場合、時効の利益を放棄したものとはみなされないから、Bは、この貸金債権の消滅時効を援用することができる。
- 3 AがBからB所有の土地を買い受けたが、所有権移転登記をしないまま土地を買い受けた時から20年が経過した場合、Aは、Bに対して土地の所有権移転登記を請求することができる。
- 4 AがBに対して期限の定めのない債権を有している場合、当該債権の消滅時効は、AがBに対して履行を請求した時から進行する。
- 5 Aは医師Bの診療を受けたが診療に係る料金を支払っていなかった場合、診療に関する債権はBが3年間その権利を行使しないときは時効によって消滅する。

問題19 取得時効に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 Bの土地の取得時効を主張するAは、Bの土地の占有を開始した日以後の任意の時点を時効の起算点として選択することができる。
- 2 Aが、Bの土地上に建物を継続して所有することにより、当該土地の時効取得の要件を満たしている場合において、当該建物をAから賃借しているCは、Aによる当該土地の取得時効を援用することができる。
- 3 Bの土地を、所有の意思をもって平穏かつ公然と占有したAが、占有の初めに善意かつ無過失であったが、その後に悪意に転じた場合でも、当該土地を時効取得するための占有期間は、占有開始時から10年である。
- 4 所有権の取得時効の要件として、平穏かつ公然と占有したことが必要であるが、土地占有者Aが、土地所有者Bから土地の返還請求を受けた事実がある場合、平穏の占有ではなくなる。
- 5 Aが、Bの土地に建物を建てて住み続け、Bに対して土地の賃料を払い続けたとしても、債権は占有を觀念できないから、Aは、土地賃借権を時効取得することはできない。

問題20 時効の更新および完成の猶予に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から6ヶ月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
- 2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告については、時効の完成猶予の効力を生じない。
- 3 裁判上の請求による時効の完成猶予または更新の効力は、完成猶予または更新の事由が生じた当事者およびその承継人の間においてのみ生じる。
- 4 協議を行う旨の合意により時効の完成が猶予されている間に、再度、協議を行う旨の合意をし、時効の完成猶予期間を延長させることはできない。
- 5 被保佐人が保佐人の同意を得ずに権利の承認をしたときも、時効更新の効力を生じる。

〔記述式問題〕

問題1 Xは時価70万円のバイクを所有していた。Xは売却の意思はなかったが、仲の良い友人Yに対して、冗談で「このバイクを3万円で売ってあげるよ。」と言ったところ、Yは「じゃあ、そのバイクを買うよ。」といった。その後、いつになっても、Xが当該バイクを引き渡してくれないので、Yは3万円を持ってXのところへ行き、バイクを早く引き渡してくれるよう請求した。この場合、原則として、XY間に売買契約は有効に成立し、XはYにバイクを引き渡さなければならない。しかし、一定の要件を満たせば、Xの当該売却の意思表示は無効となる。それはどのような場合か。40字程度で記述しなさい。なお、売買契約時、Xは意思能力、行為能力に欠けることなく、また、意思表示に錯誤があったわけでもなく、さらに、売買契約が公序良俗に反していたわけでもないものとする。記述にあたっては、X所有のバイクを「当該バイク」と記述すること。

(下書用)

10

15

2022 年合格目標 行政書士講座

スーパー答練

1stステージ

民法① 解答解説

【5肢択一式：配点4点×20問＝80点】 目標点：56点

問題1	問題2	問題3	問題4	問題5	問題6	問題7	問題8	問題9	問題10
4	1	2	2	3	5	1	5	2	4
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
3	2	5	5	1	4	1	3	3	4

【記述式：配点20点】 目標点：14点

問題 1	Y	が	、	X	に	当	該	バ	イ	ク	を	売	却	す	る
	意	思	が	な	い	こ	と	を	知	り	、	ま	た	は	、
	知	る	こ	と	が	で	き	た	場	合	。				

【スーパー答練 1stステージ・民法① 出題一覧表】

【5肢択一式】

分野	番号	テーマ	正解	重要度	採点
総則	1	未成年者	4	★★★★	
	2	成年被後見人	1	★★★★	
	3	被保佐人	2	★★	
	4	被補助人	2	★★	
	5	法律行為	3	★	
	6	虚偽表示	5	★★★★	
	7	虚偽表示	1	★★★★	
	8	錯 誤	5	★★★★	
	9	詐欺・強迫	2	★★★★	
	10	代 理	4	★★★★	
	11	復代理	3	★★	
	12	無権代理	2	★★★★	
	13	無権代理と相続	5	★★★★	
	14	表見代理	5	★★	
	15	無効・取消し	1	★★	
	16	時 効	4	★★	
	17	時効の援用権者	1	★★★★	
	18	時 効	3	★★★★	
	19	取得時効	3	★★	
	20	時効の更新および完成の猶予	4	★★	

【記述式】

分野	番号	テーマ	正解	重要度	採点
総則	1	心裡留保	Yが、Xに当該バイクを売却する意思がないことを知り、または、知ることができた場合。 (41字)	★★★★	

※重要度 ★★★★：絶対に復習 ★★：要復習 ★：最後に復習

※「関連過去問」は各問題のテーマにおける過去の本試験出題履歴を示しています（ex. 「21-3」は平成21年度問題3で出題されたことを示しています）。

[5肢択一式問題]

問題 1	正解	4	① 未成年者	重要度★★★
------	----	---	--------	--------

- 1 × 婚姻は、18歳にならなければすることはできません（731条：成年年齢引下げに関する平成30年改正・令和4年4月1日施行）。したがって、未成年者（年齢18歳未満の者）は、父母の同意があったとき、または、父母の一方が同意しない場合には父母のいずれかの同意があったときでも婚姻をすることはできません。
- 2 × 一種または数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有します（6条1項）。したがって、未成年者が法定代理人から営業の許可を受けてその営業に関する法律行為を行った場合、法定代理人はその行為を取り消すことができません。
- 3 × 未成年者が法律行為をするにはその法定代理人の同意を得なければなりません（5条1項本文）。ただし、単に権利を得、または義務を免れる法律行為についてはその必要はありません（5条1項ただし書）。なお、弁済を受領することは、債権を失うことになるため、未成年者が単独で行うことはできません。
- 4 ○ 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができます（5条3項前段）。なお、法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産については、未成年者は自由に処分することができます（5条3項後段）。
- 5 × 行為の時に制限行為能力者であった者は、制限行為能力を理由として法律行為を取り消した場合、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還義務を負います（121条の2第3項後段）。制限行為能力者保護の観点から、制限行為能力者の返還義務の負う範囲を現に受けている利益（現存利益）に限定したものです。

関連過去問	10-27、18-27、24-27、27-27、R2-27
-------	-------------------------------

問題 2	正解	1	（ テ ） （ マ ） 成年被後見人	重要度★★★
------	----	---	---	--------

- 1 × 成年被後見人が行った契約は成年被後見人も取り消すことができます（9条本文、120条1項）。しかし、取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないとき、または行為の時から20年を経過したときは消滅します（126条）。「追認をすることができる時」とは、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後のことです（124条1項）。したがって、成年被後見人が行為能力者となった後に取消権を有することを知った時点から5年の経過で取消権は消滅するのであり、行為を行った時から5年の経過で消滅するわけではありません。
- 2 ○ 成年被後見人には同意権がないため、成年被後見人は、成年後見人の同意を得ても、有効に法律行為をすることができません。したがって、成年後見人の同意を得て行った財産上の法律行為でも取り消すことができます（9条本文）。なお、日用品の購入等の日常生活に関する行為は、有効に行うことができます（9条ただし）。
- 3 ○ 未成年者の場合には、許された営業に関しては成年者と同一の行為能力があるとされます（6条1項）。しかし、成年被後見人には、そのような規定はなく、原則どおり、取り消すことができます（9条）。
- 4 ○ 家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人からの請求のほか、検察官からの請求によっても、後見開始の審判をすることができます（7条）。
- 5 ○ 成年被後見人となった原因（精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況）が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人（未成年後見人および成年後見人）、後見監督人（未成年後見監督人および成年後見監督人）または検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければなりません（10条）。

関連過去問	10-27、18-27、22-27、24-27、27-27、30-45、R2-27
-------	---

問題 3	正解	2	（正） 被保佐人	重要度★★
------	----	---	-------------	-------

- 1 ○ 被保佐人が相続の放棄をすることは行為能力の制限を受ける行為に該当します（13条1項6号）。したがって、本肢の行為は取消しの対象となります。
- 2 × 被保佐人が行為能力の制限を受けているのは元本を受け取ることであり（13条1項1号）、利息を受け取るとは制限されていません。したがって、本肢の行為は取消しの対象となりません。
- 3 ○ 被保佐人が負担付贈与の申込みを承諾する行為は、行為能力の制限を受けずに該当します（13条1項7号）。したがって、本肢の行為は取消しの対象となります。
- 4 ○ 被保佐人が「不動産その他重要な財産に関する得喪を目的とする行為をすること」は、行為能力の制限を受ける行為に該当します（13条1項3号）。したがって、本肢の行為は取消しの対象となります。
- 5 ○ 被保佐人が民法602条に定める期間を超える賃貸借をすることは、行為能力の制限を受ける行為に該当するところ（13条1項9号）、民法602条の定める期間とは、建物については3年です（602条3号）。したがって、本肢の行為は取消しの対象となります。

関連過去問	10-27、18-27、22-27、24-27、27-27、30-45、R2-27
-------	---

問題 4	正解	2	（正） 被補助人	重要度★★
------	----	---	-------------	-------

- 1 ○ 補助開始の審判をする場合において、本人が成年被後見人または被保佐人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る後見開始または保佐開始の審判を取り消さなければなりません（19条2項、1項）。補助開始の審判は、後見開始または保佐開始の審判と重ねてすることはできないからです。
- 2 × 被補助人の事理弁識能力が回復し、補助開始の審判の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人または検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければなりません（18条1項）、本人以外の者の請求により補助開始の審判の取消しをするときは、本人の同意を得る必要はありません。
- 3 ○ 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人または検察官の請求により、補助開始の審判をすることができます（15条1項本文）、本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければなりません（15条2項）。本人の自己決定権を尊重する必要があるからです。
- 4 ○ 家庭裁判所は、15条1項本文に規定する者（＝本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人または検察官）または補助人もしくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができます（876条の9第1項）。このように、被補助人の請求によっても、補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができます。
- 5 ○ 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができます（17条3項）。これは、被補助人の自己決定権尊重の観点から、補助人と被補助人の意見が対立した場合における両者の関係の調整を家庭裁判所に委ねたものです。

関連過去問	18-27、22-27、27-27、R2-27
-------	-------------------------

問題 5	正解	3	テーマ 法律行為	重要度★
------	----	---	----------	------

意思表示とは、法律効果を発生させる意思をもってなされる表示行為です。法律行為は意思表示を要素として成立します。

- 1 × 譲渡人から債務者に対して指名債権譲渡の通知がなされれば、譲受人は債務者に債権の譲渡を対抗できますが、これは債権譲渡という一定の事実の通知に対して法が対抗要件の具備という効果を発生させるものであり（467条1項）、意思表示ではなく、観念の通知です。
- 2 × 弁済の受領の拒絶は、受領拒絶という意思を發表するものですが法律効果の発生を内容とするものではないため（493条、494条）、意思表示ではなく、意思の通知です。
- 3 ○ 行為能力の制限によって取り消すことができる行為を追認するかどうかの催告は、一定の意思を發表するものですが法律効果の発生を内容とするものではないため（20条）、意思表示ではなく、意思の通知です。
- 4 × 遺言は、相続人や受遺者に権利・義務の承継という法律効果を発生させるものであるから（960条以下）、意思表示です。なお、遺言のように、単独の意思で第三者に効力を及ぼすものは、単独行為と呼ばれます。
- 5 × 詐欺を理由とする契約の取消しは、これにより契約関係の遡及的消滅という法律効果を発生させるものであるため（121条）、意思表示です。

関連過去問	13-27
-------	-------

問題 6

正解

5



虚偽表示

重要度★★★

- 1 × 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効ですが（虚偽表示：94条1項）、虚偽の外観を信頼した第三者を保護し取引の安全を図る必要があることから、その無効は、善意の第三者に対抗することができません（94条2項）。そして、この「第三者」が仮装譲渡された不動産の譲受人であるときは、善意であれば登記を備えていなくても保護されます（最判昭44.5.27）。したがって、Cが善意である場合、まだ登記がAにあるときでも、Aは、Cに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することはできません。
- 2 × 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効です（虚偽表示：94条1項）。したがって、Cが善意である場合でも、虚偽表示の当事者であるA・B間においては仮装売買は無効であり、Aは、Bに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することができます。
- 3 × 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効ですが（虚偽表示：94条1項）、虚偽の外観を信頼した第三者を保護し取引の安全を図る必要があることから、その無効は、善意の第三者に対抗することができません（94条2項）。そして、虚偽の外観を作出した表意者の帰責性は大きいことから、第三者は善意であれば足り、過失があるときでも無効を対抗することができません（大判昭12.8.10）。したがって、善意のCに過失がある場合でも、Aは、Cに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することはできません。
- 4 × 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効であり（虚偽表示：94条1項）、善意の第三者から無効を主張することも認められます。したがって、Cが善意である場合、Cは、A・B間の売買契約の無効を主張して、B・C間の売買契約を解消することができます（561条前段）。
- 5 ○ 虚偽表示における「第三者」（94条2項）が悪意である場合でも、この「第三者」からの転得者が善意であるときは、転得者に対して虚偽表示による無効を主張することができません（最判昭45.7.24）。「第三者」には、直接取引関係に入った者だけでなく、これらの者からの転得者も含まれるからです。したがって、悪意のCが甲建物を善意のDに転売した場合、Aは、Dに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することはできません。

関連過去問

20-27、27-28

問題 7	正解	1	（ テ マ） 虚偽表示	重要度★★★★
------	----	---	------------------------	---------

- 1 × 94条2項の第三者とは、虚偽表示の当事者または一般承継人以外の者であって、その表示の目的につき法律上利害関係（新たな独立の法律上の利害関係）を有するに至った者をいいます（最判昭45.7.24）。虚偽表示による譲受人からその目的物について抵当権の設定を受けた者も94条2項の第三者にあたります（最判昭55.9.11）。したがって、Aは善意のCに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができません。
- 2 ○ 土地が仮装譲渡された場合におけるその土地上の建物賃借人は、94条2項の第三者にあたられません（最判昭57.6.8）。土地と建物は別個の財産であり、建物賃借人の利害は事実上のものにすぎないためです。したがって、Aは善意のCに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができます。
- 3 ○ 94条2項の「善意」の判断時期は、第三者が利害関係を有するに至った時です（最判昭55.9.11）。したがって、Bの債権者である善意のCが甲土地を差し押さえ、その後悪意となった場合、Cは「善意の第三者」に当たり、Aは、Cに対してA・B間の売買の無効を対抗することができない。
- 4 ○ 94条2項の「善意の第三者」からの転得者が悪意であった場合でも、転得者は有効に権利を取得することができます（大判昭6.10.24）。したがって、94条2項の「善意の第三者」であるCから甲土地を譲り受けたDは、悪意であっても有効に権利を取得し、Aは、Dに対してA・B間の売買の無効を対抗することができません。
- 5 ○ 虚偽表示の目的物に対して差押えをした仮装譲受人の一般債権者は、94条2項の第三者にあたりますが（最判昭48.6.28）、差押えをしてない一般債権者は法律上の利害関係を有するとはいえず、94条2項の第三者にはあたられません（大判大9.7.23）。したがって、Bに対して債権を有する一般債権者Cが甲土地を差し押えていないときは、Aは、仮装売買について善意のCに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができます。

関連過去問	20-27、27-28
-------	-------------

問題 8

正解

5



錯誤

重要度★★★

- 1 × 無効については、主張期間の制限はないのに対して、取消権については、追認をすることができる時から5年間行使しないとき、または行為の時から20年を経過したときは時効によって消滅します(126条)。錯誤による意思表示は、取り消すことができる行為であるため(95条1項)、追認をすることができる時から5年間行使しないとき、または行為の時から20年を経過したときは取り消すことができないことになります。
- 2 × 意思表示は、意思表示に対応する意思を欠く錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができます(95条1項本文)。もっとも、錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、原則として、錯誤による意思表示の取消しを主張することができません(95条3項)。したがって、錯誤に陥ったことについて表意者に重大な過失がある場合、表意者は、原則として、意思表示の取消しを主張することはできません。
- 3 × 錯誤、詐欺または強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者またはその代理人もしくは承継人に限り、取り消すことができます(120条2項)。したがって、相手方は、錯誤による意思表示があった場合の取消権者ではないため、表意者の意思表示が錯誤に基づくことを理由に、当該意思表示の取消しを主張することはできません。
- 4 × 95条で取消しの対象となる錯誤は、「法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要」な錯誤です(95条1項)。そして、判例(最判昭32.12.19)は、債務者から他にも連帯保証人がいるから安心であると言われ、それを信じて連帯保証人となったものの実は他に連帯保証人がいなかった場合、他に連帯保証人がいるということは通常は保証契約をなす単なる縁由にすぎず、当然にその保証契約の内容となるものではないとしています。
- 5 ○ 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤(動機の錯誤)による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができます(95条2項)。建物の買主が現居住者から同居の承諾を得られるものと誤信してこれを買受けたとしても、その錯誤は単なる動機の錯誤にすぎず、買主はその旨を売主に表示しておかなければ、売買契約の取消しを主張することができません(最判昭29.11.26)。

関連過去問

14-27、25-27、29-28

問題 9

正解

2



詐欺・強迫

重要度★★★

- 1 ○ 強迫による意思表示は、詐欺の場合と異なり、第三者保護規定が設けられていないため、その取消しは、第三者の善意・悪意・過失の有無にかかわらず当該第三者に対抗することができます（96条1項・3項参照）。本肢の場合、Cは強迫取消前の第三者にあたります。したがって、Aは、Cの善意・悪意・過失の有無にかかわらず、Cに対して売買契約の取消しによる土地所有権の復帰を対抗することができます。
- 2 × 第三者による強迫の場合、強迫された者は、相手方の善意・悪意・過失の有無にかかわらず、常に意思表示を取り消すことができます（96条1項、96条2項反対解釈）。したがって、Bが善意無過失であっても、Aはその意思表示を取り消すことができます。
- 3 ○ 詐欺による意思表示は取り消すことができますが、その取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができません（96条1項・3項）。本肢の場合、Cは詐欺取消前の第三者（善意無過失）にあたります。したがって、Aは善意無過失のCに対して売買契約の取消しによる土地所有権の復帰を対抗することはできません。
- 4 ○ 詐欺による意思表示は取り消すことができますが、その取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができません（96条1項・3項）。一方、第三者が悪意の場合は、当該第三者は保護されません。本肢の場合、Cは詐欺取消前の第三者（悪意）にあたります。したがって、Aは悪意のCに対して売買契約の取消しによる土地所有権の復帰を対抗することができます。
- 5 ○ 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、または知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができます（96条2項）。したがって、Aは、Bに過失があるときは、その意思表示を取り消すことができます。

関連過去問

14-27、R2-45

問題10	正解	4	（ テ ） マ 代理	重要度★★★
------	----	---	--------------------------	--------

- 1 × 代理行為の効果は直接本人に帰属するため（99条1項）、そこから生ずる取消権は本人に帰属します。したがって、代理人が取消権を行使するためには、それについての授權が必要であり、代理人は当然に取消権を行使することができるわけではありません。
- 2 × 「本人が破産手続開始の決定を受けたこと」は、任意代理による代理権（委任による代理権）の消滅事由ですが（111条2項、653条2号）、法定代理による代理権の消滅事由ではありません（111条1項参照）。
- 3 × 同一の法律行為について、相手方の代理人として（自己契約）、または当事者双方の代理人（双方代理）としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなされますが、「債務の履行」および「本人があらかじめ許諾した行為」については、有効に自己契約および双方代理をすることができます（108条1項）。したがって、「債務の履行」の場合だけでなく、「本人があらかじめ許諾した行為」についても、当事者双方の代理人となることができます。
- 4 ○ 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫またはある事情を知っていたこともしくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決めます（101条1項）。したがって、意思表示に瑕疵があったか否かは、原則として代理人を基準として判断されることになります。
- 5 × 代理権の範囲が不明な場合、代理人は、①保存行為、②物または権利の性質を変えない範囲内の利用行為、③物または権利の性質を変えない範囲内の改良行為をすることができます（103条）。したがって、物または権利の性質を変えないものであれば、利用行為をすることも許されます。

関連過去問	63-34、9-27、11-27、15-27、20-28、21-27、24-28、25-45、28-28、R1-28
-------	--

問題11

正解

3



復代理

重要度★★

- 1 × 復代理人の代理権は、代理人の代理権を前提とするものであり、代理人の代理権が消滅したときは、復代理人の権限も消滅します。したがって、Bが復代理人Cを選任した後に、AがBに与えたA所有の土地の売却に関する代理権が消滅した場合、A所有の土地の売却に関するCの権限も消滅します。
- 2 × 任意代理人は、受任者として本人に対し善管注意義務を負うため（644条）、復代理人が、本人に対する関係で善管注意義務違反となるような行為をした場合、仮に任意代理人が復代理人の選任および監督について注意を尽くしていたとしても、任意代理人に免責事由（415条1項ただし書）があると認められなければ、任意代理人は本人に対して債務不履行責任を負うことになります。したがって、Bは、DがAに対する関係で善管注意義務違反となるような行為をしたときは、Dの選任および監督についてのみではなく、免責事由（415条1項ただし書）があると認められなければ、Aに対して債務不履行責任を負うこととなります。
- 3 ○ 復代理人が委任事務を処理するに当たり金銭等を受領した場合、本人に対して受領した物を引き渡す義務を負うほか、代理人に対しても引き渡す義務を負いますが、復代理人が代理人に受領した物を引き渡したときは、代理人に対する受領物引渡義務とともに、本人に対する引渡義務も消滅します（最判昭51.4.9）。したがって、Bが復代理人Eを選任し、EがFに土地を売却してその代金を受領した場合、Eは、Bに対して受領した代金を引き渡せば、Bに対する引渡義務のみならずAに対する引渡義務も消滅します。
- 4 × 本問のBは委任による代理人（任意代理人）です。委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、またはやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができません（104条）。したがって、Bは、Aの許諾およびやむを得ない事由がない場合に、自己の責任で復代理人を選任することはできません。なお、法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができます（105条前段）。
- 5 × 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表します（106条1項）。したがって、Bが復代理人Gを選任した場合、Gは、その権限内の行為について、Aを代表することになります。

関連過去問

63-34、9-27、11-27、15-27、20-28、21-27、24-28、25-45、28-28、R1-28

問題12

正解

2



無権代理

重要度★★★

- 1 ○ 無権代理行為の相手方が、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなされます (114条)。したがって、Cが、Bに対し、相当の期間を定めて、その期間内にこの売買契約の追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において、Bがその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなされます。
- 2 × 追認または追認の拒絶は、相手方に対してしなければ、原則としてその相手方に対抗することができませんが (113条2項本文)、無権代理人に対してしたときでも、相手方がその事実を知ったときは、その相手方に対抗することができます (113条2項ただし書)。したがって、Bが、この売買契約の追認の拒絶をAに対してした場合でも、Cが当該事実を知っているときは、Bは、Cに対して、追認の拒絶を対抗することができます。
- 3 ○ 他人の代理人として契約をした者 (=無権代理人) は、自己の代理権を証明したとき、または本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行または損害賠償の責任を負い (117条1項)、この場合、無権代理人は表見代理が成立することを主張立証してこの責任を免れることができません (最判昭62.7.7)。したがって、Cが、Aに対して無権代理人の責任を追及して損害賠償を請求した場合、Aは、表見代理が成立することを主張立証して損害賠償責任を免れることはできません。
- 4 ○ 代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができるのが原則ですが (115条本文)、契約の時に代理権を有しないことを相手方が知っていたときは取り消すことができません (115条ただし書)。したがって、契約締結時にAに代理権がないことをCが知っていた場合、Cは、この売買契約を取り消すことができません。
- 5 ○ 無権代理人は、相手方の選択に従い、相手方に対して履行または損害賠償の責任を負うのが原則です (117条1項)。もっとも、①無権代理人が代理権を有しないことを「相手方が知っていた」とき、②無権代理人が代理権を有しないことを「相手方が過失によって知らなかった」とき (無権代理人が自己に代理権がないことを知っていたときを除く)、③無権代理人が行為能力の制限を受けていたときは、無権代理人の責任を負いません (117条2項)。したがって、契約締結時にAに代理権がないことをCが過失により知らなかった場合、Aが自己に代理権がないことを知っていたときおよび行為能力の制限を受けていたときを除き、Cは、Aに対して無権代理人の責任を追及して履行の請求をすることができません。

関連過去問

63-34、9-27、11-27、15-27、20-28、21-27、24-28、25-45、28-28、R1-28

問題13

正解

5



無権代理と相続

重要度★★★

- 1 × 本人が無権代理行為の追認を拒絶したときは、その後に無権代理人が本人を相続した場合でも、無権代理行為は有効にならず、無権代理人は、本人の追認拒絶の効果を主張することができます（最判平10.7.17）。本人が追認を拒絶すれば無権代理行為の効力が本人に及ばないことが確定するからです。したがって、本人BがAの無権代理行為につきCに対して追認を拒絶した後に死亡し、無権代理人であるAがBを単独で相続したときは、Aは、Bのした追認拒絶の効果を主張することができます。
- 2 × 本人が無権代理人を相続した場合、無権代理行為は当然には有効とならず、本人は追認を拒絶することができます（最判昭37.4.20）。本人が無権代理行為の追認を拒絶しても、信義則に反するとはいえないからです。したがって、無権代理人Aが死亡し、本人BがAを相続したときでも、Bは、Aの無権代理行為につき追認を拒絶することができます。
- 3 × 本人が無権代理行為の追認または追認拒絶をしないまま死亡し、無権代理人が本人を単独で相続した場合、無権代理行為は当然に有効となります（最判昭40.6.18）。無権代理人が自らした無権代理行為につき本人の資格において追認を拒絶することを認めると信義則に反するからです。したがって、本人Bが死亡し、無権代理人AがBを単独で相続したときは、Aの無権代理行為は、当然に有効となります。
- 4 × 本人が無権代理行為の追認または追認拒絶をしないまま死亡し、無権代理人が本人を他の共同相続人とともに共同相続した場合には、共同相続人全員が共同して無権代理行為を追認しない限り、無権代理人の相続分に相当する部分においても、無権代理行為は当然に有効となるものではありません（最判平5.1.21）。したがって、本人Bが死亡し、Dと無権代理人AがBを共同相続したときは、Aの無権代理行為は、Aの相続分に相当する部分においても、当然に有効とはなりません。
- 5 ○ 無権代理人を相続した者がその後に本人を相続した場合、無権代理人が本人を相続した場合と同様、相続人が本人の資格で追認拒絶することは認められません（最判昭63.3.1）。したがって、無権代理人Aが死亡し本人BとEがAを共同相続した後、Bも死亡しEがBを単独で相続したときは、Eは、Aの無権代理行為につき追認を拒絶することができません。

関連過去問

20-28、28-28、30-29

問題14

正解

5



表見代理

重要度★★

- ア ×** 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負うのが原則ですが（代理権授与の表示による表見代理：109条1項本文）、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、または過失によって知らなかったときは、その責任を負いません（109条1項ただし書）。したがって、実際にはBに代理権が授与されていないことをCが知っていたときは、表見代理は成立しません。
- イ ×** 代理人がその権限外の行為をした場合、原則として、本人に対して効力を生じませんが（113条1項）、代理人が本人から授与された代理権の権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときは、その責任を負います（権限外の行為の表見代理：110条、109条1項本文）。したがって、AがBに対して甲土地の賃貸の代理権を授与していた場合、甲土地の売買契約の締結は権限外の行為ですが、CがBに甲土地の売買の代理権があると信じるにつき正当な理由があるときは、表見代理が成立します。
- ウ ○** 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかったことにつき善意無過失の第三者に対してその責任を負います（代理権消滅後の表見代理：112条1項）。したがって、Bの代理権が消滅したことをCが過失によって知らなかったときは、表見代理は成立しません。
- エ ○** 夫婦の一方が日常の家事に関する代理権（761条）の範囲を越えて第三者と法律行為をした場合、第三者においてその行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときには、当該第三者は110条の趣旨の類推適用により保護されます（最判昭44.12.18）。したがって、Cにおいて売買契約がAB夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときは、Cは、Aに対して甲土地の引渡しを請求することができます。

以上より、妥当なものはウ・エであり、肢5が正解となります。

関連過去問

63-34、9-27、11-27、15-27、20-28、21-27、24-28、25-45、28-28、R1-28

問題15	正解	1	① 無効・取消し	重要度★★
------	----	---	----------	-------

- 1 ○ 取り消すことができる法律行為は、取消権を有する者が追認をしたときは、以後、取り消すことができなくなり、確定的に有効となります（122条）。これに対して、無効の法律行為は、法律行為の効力自体が発生しないものであり、追認によって遡及的に有効とすることはできません（119条）。
- 2 × 取消しについては、追認をすることができる時から5年間または行為の時から20年という期間制限が定められています（126条）。しかし、無効はそもそも法律行為の効力が発生していないものとされるので、そのような制限はなく、原則としていつでもその主張は可能です。
- 3 × 取消しは主として表意者保護のための制度ですが、無効は必ずしもそうではありません。公序良俗違反（90条）や強行法規違反（91条）は、公益的・政策的見地によるものです。主張権者についても、取消しの主張権者は120条に規定されたものに限定されますが、無効の主張権者は120条のような規定はありません。したがって、法律行為の無効も、原則として表意者のみがその主張をすることができる点で本肢は妥当ではありません。
- 4 × 無効な法律行為は、行為の当初から無効です。これに対して、取り消すことができる法律行為は、取り消されるまでは有効であり、取消しによって行為の初めにさかのぼって無効になるのであり（121条）、取消しの時から将来に向かって無効になるわけではありません。
- 5 × 取消しに関する記述は正しい内容です（詐欺取消しにおける96条2項、3項など）。しかし、無効についても、善意の第三者との関係でその主張が制限されることがあります（通謀虚偽表示における善意の第三者保護の94条2項など）。無効といっても法律関係は人により相対的に考えることが可能だからです。

関連過去問	6-27、23-27
-------	------------

問題16	正解	4	① 時効	重要度★★
------	----	---	------	-------

- 1 ○ 162条には「他人の物を占有した者」とありますが、判例（最判昭42.7.21）は、自己の物であっても時効取得の対象となるとしています。したがって、占有者は、自己の所有物であっても、時効によって所有権を取得したと主張することができません。
- 2 ○ 動産も時効取得の対象です（162条）。
- 3 ○ 時効取得の効果は原始取得です。債務者または抵当権設定者でない者が抵当不動産を時効によって取得した場合、その者がこれを原始取得したことになるため、その反面、抵当権者の抵当権は消滅します（397条）。したがって、AがBの抵当権が設定されているC所有の不動産を時効取得した場合は、この不動産に設定されていたBの抵当権は消滅します。
- 4 × 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができません（145条）。このように、時効を援用するか否かは当事者の意思に委ねられています。したがって、Aが消滅時効を援用していない場合、消滅時効が完成したことが証拠から明らかであったとしても、裁判所は、消滅時効の完成を前提として裁判をすることができません。
- 5 ○ 時効取得のためには「所有の意思」をもって占有することが要件となっています（162条）が、この「所有の意思」の有無は、占有取得の原因である事実によって外形的・客観的に判断されます（最判昭45.6.18）。そして、賃借人には所有の意思は認められないので、賃借人は、20年間占有を継続しても、土地の所有権を時効取得することができません。

関連過去問	62-34、2-28、7-28、9-28、21-28、22-28、23-28
-------	--

問題17

正解

1



時効の援用権者

重要度★★★

- 1 × 判例（大判明43.1.25）は、時効の援用権者である民法145条の「当事者」は、時効により直接利益を受ける者に限定されるとしています。後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権の消滅により直接利益を受ける者にあらず、先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することはできません（最判平11.10.21）。したがって、後順位抵当権者であるCは、本件債務の消滅時効を援用することはできません。
- 2 ○ 抵当不動産の第三取得者は、被担保債権が消滅すれば担保権も消滅することから、権利の消滅により正当な利益を受ける者にあたり、被担保債権の消滅時効を援用することができます（145条かつこ書）。したがって、抵当不動産の第三取得者であるDは、本件債務の消滅時効を援用することができます。
- 3 ○ 他人の債務を担保するために自己の所有物に抵当権を設定した者（物上保証人）は、被担保債権が消滅すれば抵当権も消滅することから、権利の消滅により正当な利益を受ける者にあたり、被担保債権の消滅時効を援用することができます（145条かつこ書）。したがって、物上保証人であるEは、本件債務の消滅時効を援用することができます。
- 4 ○ 保証人は、主たる債務が消滅すれば保証債務も消滅することから、権利の消滅により正当な利益を受ける者にあたり、主たる債務の消滅時効を援用することができます（145条かつこ書）。したがって、本件債務の保証人であるFは、本件債務の消滅時効を援用することができます。
- 5 ○ 連帯保証人は、主たる債務が消滅すれば連帯保証債務も消滅することから、権利の消滅により正当な利益を受ける者にあたり、主たる債務の消滅時効を援用することができます（145条かつこ書）。したがって、本件債務の連帯保証人であるGは、本件債務の消滅時効を援用することができます。

関連過去問

7-28、9-28、22-28、23-28、28-27、R1-27

問題18

正解

3



時効

重要度★★★

- 1 × 時効の利益は、あらかじめ放棄することができません（146条）。高利貸しなどの債権者によって濫用されるのを防止する必要があるからです。したがって、AがBより消費貸借契約に基づき金銭を借り受け、その際にAB間でAが貸金債務の消滅時効を援用しない旨の特約がなされた場合でも、その後貸金債務の消滅時効が完成したときは、Aは、この消滅時効を援用することができます。
- 2 × 債務者が、自己の負担する債務の消滅時効完成後に債権者に対し当該債務の承認をした場合には、時効完成の事実を知らなかったときでも、その後その消滅時効の援用をすることはできません（最大判昭41.4.20）。したがって、AがBに対して有していた貸金債権の消滅時効が完成した後、Bがこれを知らずにAに対して必ず返済する旨を述べた場合、Bは、この貸金債権の消滅時効を援用することができません。
- 3 ○ 債権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間、権利を行使することができる時から10年間（人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権については20年間）行使しないとき（166条1項1号、2号、167条）、債権または所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅します（166条2項）が、所有権およびこれに基づく登記請求権は、消滅時効にかかりません（大判大5.6.23）。したがって、AがBからB所有の土地を買い受けたが、所有権移転登記をしないまま土地を買い受けた時から20年が経過した場合、Aは、Bに対して土地の所有権移転登記を請求することができます。
- 4 × 債権は、①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間、または②権利を行使することができる時から10年間で、時効によって消滅します（166条1項）。そして、期限の定めのない債権は、債権成立時から「権利を行使することができる」ことになるため、その時から②の10年の消滅時効が進行します。なお、期限の定めがない債務が契約により生じた場合、通常、債権者は、自己が権利を行使できることを知っていたと考えられるので、債権成立時（契約締結時）から、①の5年の消滅時効も進行を開始することになります。なお、期限の定めのない債権が履行遅滞となるのは、原則として債権者が履行を請求した時です（412条3項）。
- 5 × 債権は、①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間、または②権利を行使することができる時から10年間で、時効によって消滅します（166条1項）。かつては、医師の診療に関する債権の消滅時効期間は3年でしたが（旧170条1号）、適用範囲の不明確さから、現在の民法では、職業別の短期消滅時効制度は廃止されています。

関連過去問

7-28、9-28、22-28、23-28、28-27、R1-27

問題19

正解

3



取得時効

重要度★★

- 1 × 判例（最判昭35. 7. 27）は、取得時効完成の時期を定めるにあたっては、取得時効の基礎たる事実が法律に定めた時効期間以上に継続した場合においても、必ず時効の基礎たる事実の開始した時を起算点として時効完成の時期を決定すべきであって、取得時効を援用する者において任意にその起算点を選択し、時効完成の時期を早めたり、遅らせることはできない、としています。そのようなことが認められると、第三者が登場した場合に、時効完成の時期を遅らせることにより、その第三者を時効完成前の第三者（この第三者には、移転登記なくして時効による所有権の取得を対抗できます。最判昭41. 11. 22）とすることが可能となってしまうからです。
- 2 × 判例（大判明43. 1. 25）は、取得時効の援用権者である民法145条の「当事者」は、時効により直接利益を受ける者に限定されるとしています。そして、判例（最判昭44. 7. 15）は、建物賃貸人による取得時効の成否が問題となっている土地にある建物を賃借している者は、建物賃貸人による土地の取得時効の完成によって直接利益を受ける者ではないとして、建物賃借人は、建物賃貸人による当該土地の取得時効を援用できないとしています。
- 3 ○ 判例（大判明44. 4. 7）は、取得時効における「善意かつ無過失」の要件は、占有開始時点で判断されるとしています。したがって、占有開始時点で善意かつ無過失であれば、後に悪意に転じても、10年の期間が経過すれば時効取得が認められます。
- 4 × 取得時効の完成には、占有が平穏かつ公然としたものであることが必要（162条）ですが、ここにいう平穏とは、暴行・強迫による占有でないことをいいます。したがって、本肢のように土地占有者が土地所有者から土地の返還請求を受けた事実があるだけでは、平穏ではないとはいえません。
- 5 × 判例（最判昭43. 10. 8）は、土地の継続的な用益という外形的事実が存在し、かつ、それが賃借の意思に基づくことが客観的に表現されているときは、民法163条に従い土地賃借権の時効取得が可能であるとしています。したがって、土地賃借権も、上記の要件を満たせば時効取得が認められます。

関連過去問

7-28、9-28、22-28、23-28、28-27、R1-27

問題20

正解

4



時効の更新および完成の猶予

重要度★★

- 1 ○ 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から6ヶ月を経過するまでの間は、時効は、完成しません（159条1項）。
- 2 ○ 催告があったときは、その時から6ヶ月を経過するまでの間は、時効は、完成しません（催告による時効の完成猶予：150条1項）。もっとも、催告を繰り返すだけで時効の完成を引き延ばすことができるのは不合理であるため、催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しません（150条2項）。
- 3 ○ 裁判上の請求等（147条）または強制執行等（148条）による時効の完成猶予または更新は、完成猶予または更新の事由が生じた当事者およびその承継人の間においてのみ、その効力を有します（153条1項）。
- 4 × 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、①その合意があった時から1年を経過した時、②その合意において当事者が協議を行う期間（1年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時、③当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6ヶ月を経過した時のいずれか早い時までの間は、時効の完成は猶予されます（協議を行う旨の合意による時効の完成猶予：151条1項）。そして、協議を行う旨の合意により時効の完成が猶予されている間にされた再度の協議を行う旨の合意は、当事者の合意による紛争解決を促進するため、時効の完成猶予の効力を有しますが、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができません（151条2項）。したがって、本来の時効が完成すべき時から通算して5年を超えない期間を限度として、協議を行う旨の合意により時効の完成が猶予されている間に、再度、協議を行う旨の合意をし、時効の完成猶予期間を伸長させることはできます。
- 5 ○ 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始めます（152条1項）。そして、この承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないことまたは権限があることは必要ではありません（152条2項）。したがって、被保佐人でも単独で権利の承認をすることができます。そのため、被保佐人が保佐人の同意を得ることなく権利の承認をしたときも、有効に時効更新の効力を生じます。

関連過去問

7-28、9-28、22-28、23-28、28-27、R1-27

〔記述式問題〕

問題 1



心裡留保

重要度★★★

〔解答例〕（41字）

Yが、Xに当該バイクを売却する意思がないことを知り、または、知ることができた場合。

〔解説〕

Xは売却の意思がないのに冗談で売却する旨の意思表示をしており、このような意思表示を心裡留保といいます。この心裡留保の効果については、民法93条1項本文では、「意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない」としており、心裡留保は原則として有効となります。

本問のXの、「3万円で売ってあげるよ。」という売却する旨の意思表示に対して、Yは「じゃあ、そのバイクを買うよ。」と購入する旨の意思表示をしており、意思の合致があるので、XY間には、バイクを3万円で売る売買契約が有効に成立します。したがって、原則として、Xは、自己所有のバイクをYに引き渡さなければならないこととなります。

ただし、民法93条1項ただし書では、「相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする」とされています。つまり、相手方Yが、Xに売却の意思がないということ（真意ではないこと）を知っていたか、または、そのことを知ることができた場合には、その意思表示は無効となります。

以上を40字程度で記述することとなります。

なお、意思表示が無効となれば、それに対するYの意思表示があっても、意思の合致はなく、契約は成立しないこととなります。

〔採点基準〕

1. Yが 2点
2. Xに売却の意思がないこと（Xの真意でないこと）を 4点
3. 知り（悪意） 6点
4. または 2点
5. 知ることができた（有過失：過失によって知らなかった）場合 6点

関連過去問

14-27、27-28